

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」

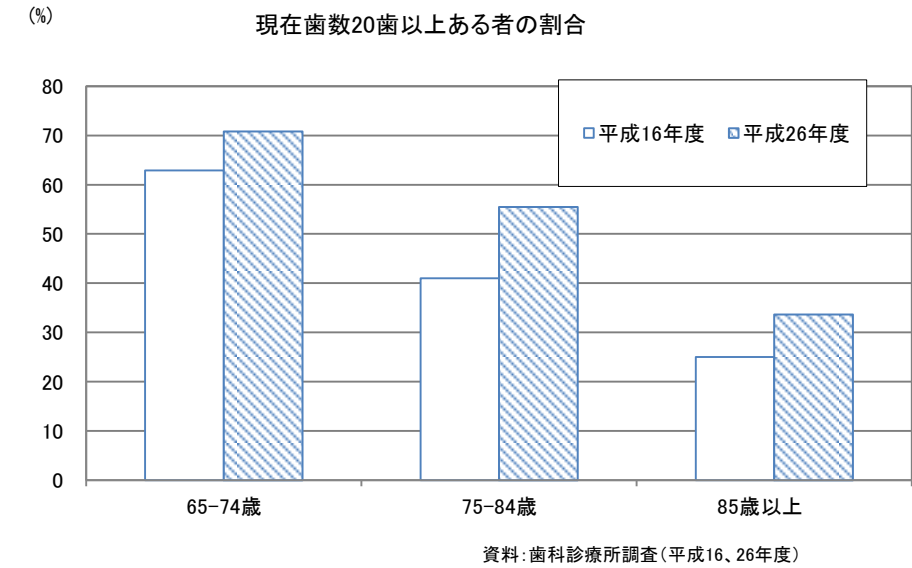
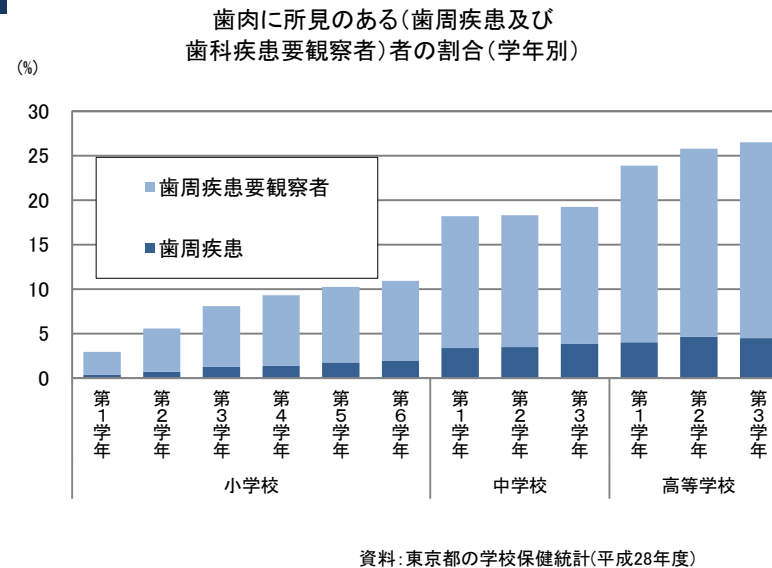
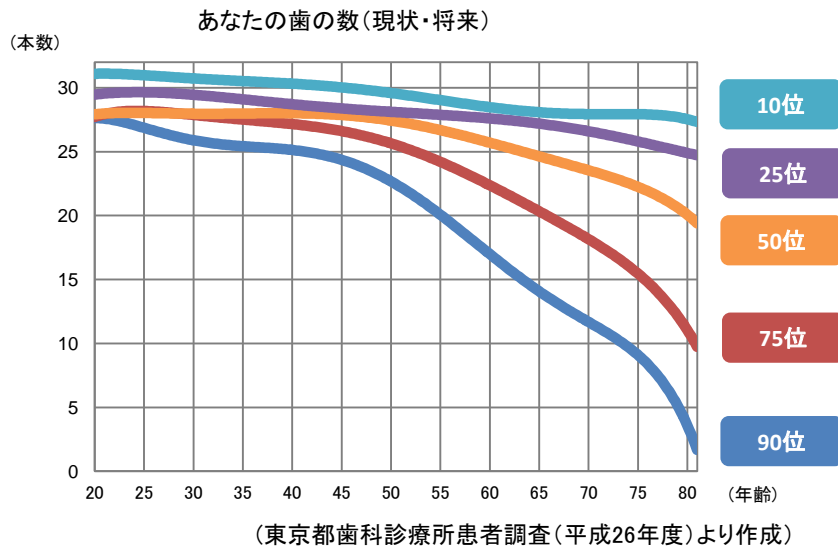
東京都歯科保健推進計画とは

歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる計画（歯科口腔保健の推進に関する法律第13条）

計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間（計画期間中であっても必要に応じて見直し）

都民の口腔内の状況



○ 若い世代の歯科保健に関する知識と行動の充実が40歳代以降からの急激な歯の喪失を予防

○ 口腔機能は食べることやコミュニケーションに関わる重要な役割を果たしており、全身の健康や認知症予防につながるため、生涯を通じた歯と口の健康づくりが大切

都民の目指す姿

都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること

都民の取組

- 生涯を通じて食べることや会話を楽しむ
- 日常的に自ら口腔ケアに取り組む
- かかりつけ歯科医で定期的に保健指導や歯科健診、予防処置を受ける

計 画 の 内 容

第1章 計画の基本的事項

- 計画策定までの経緯
- 計画の4本の柱
- 計画の位置付け
- 計画の期間

第2章 都民の歯と口の健康づくりの推進

1 ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進

(1) 乳幼児期

- 乳幼児期のむし歯予防や口腔機能向上を推進
- 乳幼児期からかかりつけの歯科医を持つことの習慣付けを啓発

(2) 学齢期

- 学校保健活動等を通じ、生活習慣の改善
- 乳歯から永久歯への生えかわりの時期の定期健診や予防処置の習慣化を啓発

(3) 成人期

- 若い世代からの歯周病予防を啓発
- 全身の健康に歯周病が深く関わることを啓発

(4) 高齢期

- 加齢や疾病に伴う口腔機能低下や誤嚥性肺炎のリスク予防を啓発
- 生涯を通じた定期的な歯科健診や予防処置の徹底を啓発

2 かかりつけ歯科医での予防管理・医科歯科連携の推進

(1) かかりつけ歯科医

- かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、かかりつけ歯科医で定期的に歯科健診や予防処置を受けることを啓発

(2) 医科歯科連携

- 全身疾患がある方の治療に、医科と歯科が連携して対応することを推進
- 周術期口腔ケアに対応する歯科医療従事者を育成し、病院との連携を推進
- かかりつけ医や病院との情報共有を図り在宅療養者の歯と口の健康を支援

3 地域で支える障害者歯科医療の推進

- 施設職員や家族に歯と口の健康づくりについて啓発
- 障害者歯科医療に携わる歯科医療従事者の育成
- 予防から専門的歯科治療にわたる歯科医療機関の機能分担と連携の強化

4 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

- ケアマネジャーなどの多職種への歯科的な知識の普及による医療・介護の連携
- 在宅歯科医療や摂食嚥下機能支援を支える人材の育成

第3章 計画の推進

1 各主体の役割

- 都民や都、区市町村、歯科医療関係者などの役割

2 計画の推進体制

- 関係者が連携を図り都民の歯科保健対策を推進

第4章 参考資料

- 策定の経緯
- 用語解説
- 基礎データ